



平成18年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社東京精密
代表者の氏名 代表取締役社長 鈴木 貞 勝
C.E.O.兼C.O.O.
(コード番号7729 東証第1部)
問 合 せ 先 代表取締役業務会社執行役員社長 太田 邦正
T E L (0422)48-1011 (代表)

取締役に対するストックオプションとしての報酬等の内容決定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の内容の議案を平成18年6月29日開催予定の当社第83期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円を上限として設けることとします。
なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。
2. 当社取締役（執行役員兼務者含む）に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下のとおりです。

(1) 通常型ストックオプション

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数 150個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式15,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（2）株式報酬型ストックオプション

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数 360個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式36,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から20年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記の期間内において、原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および役付執行役員（地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。

なお、当社の役付執行役員に対しても、取締役と同様の新株予約権を割り当てることを予定しております。

以上